

第115回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年4月7日（金）10:00～12:00

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、伊藤 恵子、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、成田 礼子

【審議協力者】

東京都、大阪府、日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：中村課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：赤坂室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形統計審査官、大村企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、会議に先立ちまして先に御連絡だけ差し上げます。ハウリングしてしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオンオフの操作は、画面の下、一番左のマイクマークのアイコンのクリックで行います。このマイクマークに斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願いたします。

また、会議後に速記の方が議事録を作成される便宜もごございますので、御発言いただく際は、恐縮ですが、名前をおっしゃってから御発言ください。それから、ネットワークの状況など細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中で声が聞きづらいといった不具合がございましたら、御遠慮なくお知らせください。

また、本日機材の関係で、こちらの会議室のカメラ映像は映しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

それでは、皆様おそろいのようなので、菅部会長、よろしくお願いたします。

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第115回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。本日は、私と松村委員以外の皆様は、ウェブで御参加いただいております。

本日の審議案件は、3月23日の第191回統計委員会において総務大臣から諮問された経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更についてです。

では、審議に先立ちまして、私から3点申し上げます。

1点目は、審議の進め方です。審議は資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明してもらった後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から回答していただいた上で審議する形で進めていきたいと考えております。

なお、本部会の役割は総務大臣から諮問された事項について審議し意見を述べることでありますので、各委員におかれましては、限られた時間内に効率的な御審議を賜りますようお願いいたします。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め、3回の部会審議を予定しております。3回の部会で一通りの審議を終え、答申案について、おおよそ御了解が得られれば、最終的な答申案は書面審議により決定するなど、効率的に審議を進めたいと考えております。ただ、3回の部会で審議が終わらない場合もありますので、大変恐縮ですが、予備日である6月13日にも開催させていただく可能性があることをお含みおきください。答申案については、6月下旬に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

最後に、3点目ですが、本日の審議は12時までを予定しておりますので、効率的な議事進行への御協力をお願いします。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、諮問の概要についてですが、これについては、既に統計委員会等の場で事前に説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

なお、3月23日に統計委員会に諮問された際、委員から御発言がありましたので、これについて事務局から御紹介してさせていただきますようお願いいたします。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）室統計審査官 事務局でございます。3月23日の統計委員会において、委員の方からいくつか御意見をいただいておりますので、紹介したいと思います。

1つ目は、調査員調査の廃止について調査員不足の状況に鑑みると、方向性としては望ましいと思うけれども、民間事業者に委託することによって、地域で対応に差が生じたりはしないか。このような論点を御提示いただいております。

それから2つ目の御意見としては、行政記録情報の活用については、調査を委託される民間事業者も含め、負担軽減につながるものなので、部会において議論してほしいという御意見も出されております。

そして、個人経営の事業所が雇用者のありなしで線引きされているが、労働保険における雇用者は、短時間勤務の者が含まれていない等、統計上の雇用者とは異なることから、雇用者の定義を明確にする必要があるのではないかという御意見も出されております。ですので、本日以降の御審議で御参考にしていただければと思います。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。統計委員会で示された御意見については、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思いますが、この時点で特段の御意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。何か御意見ありますでしょうか。よろしいですね。

それでは、資料2の審査メモに沿って、個別事項の審議に入りたいと思います。

まず、経済センサス - 基礎調査の変更について、審査メモの1ページにあります、今回申請された計画の概要及び変更の背景について、事務局から御説明をお願いします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回、経済センサス - 基礎調査と経済構造実態調査と2つございますが、まず、経済センサス - 基礎調査の方からということでございます。

まず、今回申請された計画の概要について、冒頭の注にもございますが、前回令和元年基礎調査は、甲調査と乙調査の2つに分かれておりますけれども、甲調査は1回限りのもの、乙調査は毎年実施ということで承認をしておりますので、申請書類上、今回、甲調査の部分が新規扱いで乙調査は継続扱いと、そういった位置付けになっているということで御了承ください。

概要でございますが、まず（1）の調査の目的の変更ということで、事業所及び企業の活動状況等の把握から、基本的事項（売上高、従業者数等）の把握を目的とする記載ぶりに変更しております。

それから（2）の調査対象の範囲及び報告者数の変更でございます。こちらは、雇用者のいない個人経営事業所を調査対象から除外をするというような変更でございます。

それから（3）報告を求める方法の変更ということで、甲調査の調査員調査を今回廃止して、国が民間事業者を活用して調査を実施する。それから、調査員調査の廃止に伴いまして、オンライン・郵送調査により実施するというものでございます。

それから（4）報告を求める事項の変更ということで、甲調査、こちらは民間事業者への調査でございますが、本社一括調査とするために、調査票A、これは支所となる事業所を有する企業と、それから調査票B、それ以外の事業所、このような形で調査票を2つのパターンで新設するというようになっております。また、従業者数に関する調査事項を縮減する。事業所の主な事業内容について、「事業の業態」欄を削除する。事業所の開設時期について、年月を記入する方式から、調査年か調査年以前かを選択する方式へ変更する。経営組織に関する選択肢につきましては、「個人経営（雇用者なし）」を追加したということ。経済構造実態調査及び個人企業経済調査の対象になっている企業及び事業所につきましては、それぞれの調査から基礎調査へのデータ移送を実施するというものでございます。

それから、乙調査につきまして、これは国の行政機関や地方公共団体向けの調査でございますが、職員数に関する事項の縮減、これは先ほどの甲調査と同じです。さらに管理・運営を委託する事業所に関する事項の削除というものがございます。

それから（5）報告を求める期間の変更ということでございまして、甲調査につきまして、先ほども申し上げましたが、前回、1回限りという調査から今回、5年周期というこ

とで変更を予定しております。

次のページにまいりまして、調査の実施期間、こちらにつきましては、前回約10か月をかけて実施しておりましたが、今回は5月上旬から7月下旬ということで、甲・乙調査共に同じということでございます。

それから（6）の公表期限の変更につきましては、甲調査の速報及び乙調査の公表を調査実施翌年度の6月末日から同5月末日に1か月前倒しをするというような形になってございます。

それでは、詳細について、まず、今回の基礎調査の計画変更の背景について御説明をさせていただきます。

アの部分でございますが、令和元年基礎調査の実施状況と課題という部分でございます。ちなみに、資料の最後の方の14ページから15ページに、本件申請に関連しまして、経済構造統計の体系的整備の進展ですとか、それから事業所母集団データベースの概要について、資料を掲載しておりますので、適宜御参考にしていただければと思っております。

まず、こちらの2ページのアの部分でございますが、前回の令和元年基礎調査におきましては、財務省が実施しております法人企業統計調査との名簿のかい離を改善するということが非常に大きな目的となっておりました。そこで、法人番号公表サイト情報から新たに約160万法人を加えた名簿で実施をしまして、その結果を事業所母集団データベースに格納するというので、データベースの拡充を図ったというものでございます。

一方で、調査対象の増大に伴いまして、報告者及び地方公共団体、それから統計調査員の負担軽減を図るという観点から、売上高や従業者数等の基本的事項の捕捉は、これら新しい調査名簿に追加した事業所のみを対象とし、既存の事業所には、統計調査員が外観で活動状況を確認するというものにとどめたというものでございます。

また、地方公共団体・統計調査員の業務が一時期に集中することを避けるために、令和元年6月から翌年の3月までの10か月にかけて調査を行う、いわゆるローリング調査というものが導入されたというのが前回でございました。これを踏まえた課題として、当初、前回の調査では法人企業統計調査とのかい離がありましたが、これは非常に大幅に改善をされたという成果があったというものでございます。

他方で、以下のような課題もあったということでございまして、1つ目のポツですが、既存の事業所及び企業の基本的事項の更新というものがされなかったことから、母集団データベースの有用性の向上、ここの部分がやはり課題があるというような指摘があったということでございます。これに関連して次のポツにもございますが、例えば厚生労働省が行っています毎月勤労統計調査では、令和4年1月にはベンチマークの更新を行うということで計画しておりまして、従前これは基礎調査を使って更新を行っていましたが、令和元年基礎調査につきましては、従業者数の情報の更新がされなかったため、母集団データベースの利用が見送られ、結果としては、平成28年の経済センサス活動調査の従業者数を使ったというような実情がございました。

また、当然ながら、昨今の調査環境を踏まえますと、報告者、あるいは地方公共団体・統計調査員のさらなる負担軽減というものも今後必要であろうというような課題があった

というものでございます。

次に、イの部分でございますが、前回の令和元年基礎調査の実施に当たりまして、統計委員会でも御審議いただきまして、平成30年8月に答申をいただいております。その内容は2ページの下の方からになりますが、こちらを読み上げますと、「母集団データベースのよりの確な整備・更新のためには、照会業務とは別に、何らかの確認作業を継続することが必要と考えられるが、それが、今回計画される本調査の継続的な実施であるのか、別の方法によるものかについては、現時点では判断は困難である。ついては、今回の調査の実施状況も踏まえ、本調査の在り方を含め、平成34年以降における事業所の適切な確認作業の態様について検討すること。」と、このような調査の在り方について課題が付けられたということでございます。

次のウの部分でございますけれども、そういった方向につきまして、総務省統計局の方では、有識者を交えた研究会で検討を行いまして、以下のような方針が取りまとめられたというところでございます。

今後の母集団データベースの更新及び方向性という部分でございますが、まず1つ目のポツでございます。複数事業所を持つ法人につきましては、企業調査支援事業と経済構造実態調査の実施により、基本的事項（売上高、従業者数等）を毎年更新するというようなものです。これによりまして、毎年の更新範囲としましては、全体売上高の約9割を達成できる見込みということでございます。

それから2つ目でございますが、単独事業所法人及び個人経営の事業所のうち、雇用者のあるところについては、この経済センサス - 基礎調査によりまして、基本的事項を中間年に一度更新をするということでございます。一方で、個人経営の事業所の雇用者がいないような事業所につきましては、5年に1度の経済センサス - 活動調査で更新をするというような方針ということでございます。

この下の図1ということで、ピラミッドの図、これは統計局で作っていただいた図ですが、けれども、毎年更新というところの部分につきまして、売上高9割ぐらいでございますが、ここにつきましては、経済構造実態調査、それから先ほど申し上げた企業調査支援事業ですとか、また統計法27条に基づく照会業務により、毎年データを更新していくと。その次の層、単独事業所法人、それから個人経営の事業所（雇用者あり）につきましては、中間年に1度の経済センサス - 基礎調査で更新をしていくと。今回、一番下にございます個人経営の事業所（雇用者なし）につきましては、これは5年に1度の基準年の経済センサス - 活動調査で把握をしていくといった形でメリハリを付けていくような方針と聞いております。

次のページの表1でございますが、基準年間でこういった更新がなされるかということを示しております。令和4年、令和5年につきましては、先ほどもピラミッドの図にありましたが、複数事業所の企業につきましては、経済構造実態調査や照会業務で更新をしていくと。令和6年度につきましては、経済センサス - 基礎調査が実施されます。当然ながら、併せて経済構造実態調査等々も行われまして、個人経営の事業所の雇用者なしを除く全ての事業所・企業については更新がされるということになります。7年度は、4年、5

年と同じでございまして、そして8年度に活動調査で全ての事業所が網羅されるというような形になります。

それから、下にあります、令和6年基礎調査の実施の方向性ということでございまして、また後ほど少し詳しく御説明をさせていただきますが、調査員調査を廃止して国がオンライン・郵送調査により実施をする。2つ目としましては、活動調査の中間年に一度、5年周期で実施をする。それから3つ目としましては、同時期に実施予定の経済構造実態調査、また個人企業経済調査もそうですが、これと同時・一体的な実施を行う。それから、報告者負担の軽減を勘案しまして、調査事項の削減を一部計画しております。それから最後は、オンライン調査を推進するというようなことで、様々な取組が予定されているということでございます。

詳細については、また次の項目以降で御説明をさせていただきます。ここは全体の背景ということで、これに関して論点はございませんが、こちらの説明としては一旦これで終了させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○菅部会長 ただ今の御説明について、調査実施者から何か補足があればお願ひいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 現段階では特にございません。よろしくお願ひします。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願ひいたします。いかがでしょうか。どなたか、発言がありますでしょうか。もし御発言なさる場合は挙手をお願ひいたします。特にないですか。よろしいでしょうか。

背景説明なので、これはもう皆様、これが背景ですよということで了解いただいたということで、早速、論点の中に入っていきたいと思います。

それでは、審査メモの4ページにあります(2)調査目的の変更について、事務局から審査状況の御説明をお願いします。

○永井総務省政策統括官(統計制度担当)室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、4ページの(2)の部分から御説明をさせていただきます。調査の目的の変更でございまして。

申請内容の枠内、これは、今回、統計局の方から調査計画の申請がございまして、調査計画の目的を抜粋してきたというところでございます。

「事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする」とされております。今回の変更の部分につきましては、変更前は「我が国における事業所及び企業の活動状況等の基本的構造を明らかにする」となっておりましたが、今申し上げましたとおり、今回は、産業、それから従業者規模等の基本的構造を明らかにするというような形で変更をするということでございます。この書きぶりにつきましては、前々回、平成26年調査と基本的には同じ記載ということになっております。

これにつきましては、基礎調査が経済構造統計を作成するための調査であるということや、後述する調査事項において把握する内容に対応したものとなっておりますので、事務

局としましては適当と考えておりますが、当該目的のために基礎調査を中間年に一度の頻度で実施する必要性などにつきまして、先ほど申し上げました背景も踏まえて議論する必要があると考えております。

ここの部分の論点ということで、4ページの下からでございますが、まず、論点のaでございます。これまでのデータベース整備事業の効果・実績について、まず確認をする必要があると思っております。特に今回の基礎調査で把握しようとしている単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）の基本的事項、これについてどの程度活用されている実績があるのかということについても、確認する必要があると思っております。

それから次のページの論点bでございますが、このaの実績にも照らしまして、基礎調査により単独事業所法人及び個人経営の事業所（雇用者あり）を含めて、中間年に一度基本的事項を把握する効果は何か。それから、基準年の活動調査による把握のみで不十分な理由は何かという部分について確認する必要があると思っております。

それから論点cでございますが、先ほど申し上げました、令和元年基礎調査に係る統計委員会の答申への対応としまして、今後のデータベースの整備の方向性、それからその中における基礎調査の役割、このようなものが妥当かどうかという部分。また、過去の基礎調査のような方法、いわゆる調査時点において調査員が実地確認を経て全ての事業所の活動状況を把握してデータベースに反映するという方法と比較して、経済構造統計の体系的な整備や、母集団データベースの適切な整備の観点から、メリットがデメリットを上回ると言えるかどうかというようなことについて、先生方の御議論をいただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いします。

○中村総務省統計局経済統計課長 総務省統計局でございます。では、私どもの方から回答をさせていただきます。

資料3の1ページ目、御覧いただければと思います。(2)調査の目的の変更、まず、論点のaというところでございます。

データベース整備事業の効果・実績、特に今回把握しようとしている単独事業所法人、それから個人経営の事業所の雇用者ありの部分の基本的事項の活用実績といったところでございます。

回答でございますが、中身に入る前に、まず、そもそも事業所母集団データベースというものがどのような形で整備をされていて、どういった形で提供しているかという大きなイメージの説明になってございます。

まず、「総務省では」というところでございますが、統計法の27条第1項に基づきまして、正確かつ効率的な統計の作成、それから統計調査における報告者負担の軽減に資するという大きな2つの目的で、平成25年から事業所母集団データベースの整備を行ってございます。

「具体的には」と書いてございますが、その下に図がございまして、この図を御覧いただきながら御説明を聞いていただければと思います。このデータベースの概要ということ

で、主なデータソースは統計調査結果と照会業務ということになります。この統計調査結果でございますが、現在、経済センサスの基礎調査、活動調査、それから経済構造実態調査の3つの統計調査の結果を収録するというにしております。実は昨年度までは、各省の統計調査は20調査ぐらいを収録していたのですが、経済構造実態調査を毎年実施するようになったということと、これから御説明します照会業務を拡充していくということで、3つの統計調査結果と照会業務で十分このデータベースの更新に資するのではないかとということで、現在そういった形になってございます。

統計調査結果の中の※印、企業調査支援事業というものがございまして、主要な5,000企業につきましては、独立行政法人の統計センターで、企業ごとに専任の担当者を配置しまして、企業情報を経常的に把握してこの調査をサポートする、支援するというような形でやってございまして、この支援事業で、主要な企業につきましてはほぼ99%以上から情報も取れるというような形になってございまして、かなり正確に捉えられているのではないかと考えております。

その下、照会業務では、行政記録情報を基に事業所の新設・廃業を確認するということになってございます。行政記録情報と申しますのは、具体的には労働保険情報と商業・法人登記簿情報でして、これらを厚生労働省及び法務省から情報提供を受けて、それを基に、新設の候補、廃業の候補となる事業所・企業に対して、照会業務ということで、まず、新設の新しく事業を開始したと考えられるところに対しましては、売上金額ですとか従業員数、事業の内容など、データベースの情報として必要な基本的情報を照会します。それから、廃業候補に関しましては、電話をかけて事業の実施状況を確認する、といったことをやってございます。そして、確認した情報でデータベースを更新するという形でデータを収録するということです。

このデータベースは毎年更新ということで、ここに記載している名称、所在地、従業員数など、基本的な事項について更新をしまして、毎年の基準時点を6月1日時点としてございまして、その時点でフィックスしたものを年次フレームと名づけて、この年次フレームの情報を各府省ですとか地方公共団体等に提供をしているという形になってございます。提供を受けた各府省、それから地方公共団体等で、統計調査の実施や統計作成に使っていただいているというのが、このデータベースの概要となります。

では、2ページを御覧いただければと思います。2ページが、提供の今の状況をお示ししているものでございます。この表を御覧いただきますと、平成30年度と令和元年度で、数が飛躍的に、大体倍ぐらいに伸びてございまして、これは何かと申しますと、※印のところ少し小さい字で書いてございますが、平成30年に統計法令改正があり、令和元年の5月1日に施行されており、そこから母集団情報の提供先に市町村等が追加となったということ、それから、提供目的として、今までは事業所に関する統計調査だけだったのですが、事業所に関する統計を作成するための意識調査等ということで、いわゆるアンケート調査のようなものも対象として加わったこともございまして、令和元年度以降、かなり提供件数が増加しているといった状況にございます。

それから、その下の表がございまして、これは、令和3年度の提供件数のうち、対象と

して単独事業所法人、それから個人経営の事業所の雇用者ありを含む提供実績をお示したものでございまして、全体262件のうち単独事業所法人を含むものが261件、個人経営の事業所の雇用者ありを含むものが249件ということで、ほとんどがそれらを含んだ形での提供ということになっているということでございます。

それから、基本的事項の提供件数ということで、産業分類ですとか従業者総数、売上金額と、横にございますが、特に産業分類ですとか従業者総数、この辺りにつきましては、いわゆる抽出するときの層化の基準などに使われているということで、広く使われていると考えております。

これが論点 a の回答でございまして、次に、3 ページ目を御覧いただければと思います。

まず、論点の b と c、まとめて回答をさせていただければと思いますが、まず、論点の中身としましては、今回、中間年に一度、このような基本的事項を把握する効果というところ、それから5年に1回の活動調査では不十分なのかというところ、それから令和元年の統計委員会の答申の中で、やはり今後のデータベース整備の方向性や基礎調査の役割などの検討が必要との御指摘がございますので、そこへの対応としてどうかというところ。それから、過去の基礎調査では調査員調査により、実地の確認で、全ての事業所の活動状況を把握していたことから、今回、全面オンライン・郵送方式への変更が適当であるかというところの説明が必要との指摘と考えております。

まず、3 ページ目の下、回答は、改めて私どもで今までの背景を大きく整理したものでございます。経済センサス - 基礎調査は、事業所・企業等を対象とする統計調査の母集団情報の整備が主な目的ということで、平成21年度から5年ごとに実施してきておりまして、その事業所・企業の産業分類ですとか本所・支所などの企業構造等ということで、経済センサス - 活動調査が後に控えているわけですが、その実施に必要な母集団情報を中間年、実際には活動調査の2年前というような形になってございますが、その段階で、そういった基本的事項を母集団情報として整備した上で活動調査を実施する、ということが元々大きな目的としてあったということでございます。

それで、平成21年と26年の2回調査をやってみたところなのですけれども、調査員調査ではなかなか外観から把握することが難しい事業所があるのではないかとということで、いろいろと課題として指摘されていたことがございまして、前回の令和元年の基礎調査では、先ほど事務局からも説明ございましたとおり、法人番号公表サイトから、事業所母集団データベースに存在していない法人を調査対象名簿に追加した上で、調査員が実地に活動状態を確認するという形で調査を実施しまして、これによって事業所母集団データベースのカバレッジが大幅に拡大したということでございます。調査員調査によってなかなか把握が難しかったところをカバーできたということで、今回の基礎調査は全面的なオンライン・郵送で実施しようと考えておりますが、その基盤が整ったものと考えております。

他方で、こちらでも事務局から説明がございましたとおり、前回調査では、調査票の配布は新規に把握した事業所のみということにしましたので、この中間年でのデータベースの有用性の向上のためには、既存の事業所・企業の基本的事項をきちんと更新していくこと、これが課題となったということです。ですので、今後の基礎調査、それから照会業務の基

本的事項の更新範囲、それから頻度、そうしたものにつきまして、令和3年4月から事業所母集団データベース研究会という、私どもの内部的な研究会ですけれども、有識者を変えて検討を行いまして、今後の方向性を取りまとめたということでございます。

これにつきましては、令和4年の8月30日、統計委員会の企画部会のワーキンググループでも既に報告をしているものでございますが、今後の本的事項の更新イメージということでまとめさせていただいたものでございます。そのイメージの図が4ページ目になります。

こちら、先ほどの事務局からの資料にも書いてあったわけですが、ここを御理解いただくために、便宜上、それぞれの部分にaからfと名前を付けまして、どの年にどのように更新していくのかというのを、参考の表で、今後の5年間のイメージということで対比できる形でまとめたということでございます。

まず、基準年である活動調査の年は当然全体をやるということでaからf、この全体をカバーするという事です。それから、令和4年度につきましては、経済構造実態調査を実施して、aとbの部分までカバーする。それから、照会業務につきましては、新設・廃業のみの把握ということですので、令和4年度につきましては、その下のcの部分は対象範囲ではないということです。今後、令和5年度以降の照会業務では、複数事業所を持つ法人という、このcの部分もカバーをします。要は拡大して実施をしようと考えてございまして、令和5年度、それから7年度、ここにつきましては、aからcの部分カバーするという事で、残る令和6年基礎調査でございますが、基礎調査の年は更にdとeの部分、単独事業所法人と個人経営の事業所の雇用者あり、この部分まで含めて更新していくということで、aからeの部分までを、今回基礎調査でカバーをするということでございます。それで、売上高というのが右側に載ってございまして、今回のdとeの部分までをカバーすることで、日本全体の売上高で見ますと約99.6%をカバーするという事で、売上高ベースではかなりの部分をカバーすることになってございます。

これが図とその下の表の説明になってございまして、補足的にメリット等その下でまとめてございますが、まず、この複数事業所を持つ法人というこのcの部分まで、今後、企業調査支援事業、経済構造実態調査、それから照会業務、このようなもので毎年更新していくということで、売上高ベースで見ますと9割部分までカバーするという事で、事業所母集団データベースの本的事項が毎年更新されることで、特にこの複数事業所を持つ法人は、企業の合併分割など、本所・支所の構造の変化といったようなものがかなりいろいろな形で起こってくるだろうと。そういったところを把握することができるということで、データベース整備に寄与できるのではないかと考えております。これが1つ目のメリットです。

それから、その下のd及びeの部分、単独事業所法人それから個人経営の事業所の雇用者ありの部分、ここにつきましては、先ほど論点aの回答の2ページでお示ししたとおり、かなり多くの活用実績がございまして、基礎調査の実施により、中間年においてもこの部分の情報を更新することができれば、利用する方々にとっても十分そこはメリットがあるのではないかとということがメリットの2つ目で、更にということで、基礎調査の2年後には

活動調査が控えておりまして、活動調査に向けた母集団情報もまた整備されるのではないかと、これが大きなメリットの3番目ということになるかと思えます。

一方、今回中間年において、個人経営の事業所の雇用者なしの部分については、基本的事項の更新は行われなかったということになります。先ほど御説明しましたとおり、事業所・企業の売上高全体に占める割合、この雇用者なしの個人経営の事業所部分は0.4%程度ということになってございまして、リソース配分、費用対効果、そういったところを勘案しまして、ここの部分は5年に1回、基準年での更新を予定してございます。

なお、先ほど御説明した調査方法、つまり、今回調査員による実地確認から民間委託によるオンライン・郵送に変更するということが、調査員が実地確認できなくなるのではないかと、この点につきましても、後ほど調査方法のところで詳しく議論をさせていただければと考えてございます。

私からの説明、以上となります。

○菅部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。御発言なさる方は挙手をお願いいたします。

それでは、成田臨時委員、よろしくをお願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。2ページ目にある表について、少しお伺いしたいのですが、提供件数というのは、調査をしていただいた数を指していて、その中で、例えば262件集まったけれども、従業者数については131件しか記載がなくて、売上高については51件しか記載がないという表ですか。少しこの表の御説明をお願いします。

○菅部会長 それでは、実施者から説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、説明が不十分だったかもしれませんが、事業所母集団データベースというのは、いろいろな統計調査などを実施するときに全体の母集団の名簿というものが必要であって、そこから情報を抽出して調査を実施したいというのが、各省ですとか地方の要望としてございます。要は、調査を各省もしくは地方等が実施するに当たり、統計局に対して名簿情報の提供依頼がございまして、我々はそれを受けて名簿情報を提供しております。上の表は、何年度にどこの機関に対して、名簿情報を提供したかという件数でございます。下の表につきましても、その提供する情報の中身が、単独事業所法人を含む情報を提供した数や、個人経営事業所（雇用者あり）を含むものを提供した数、あとは、右側の産業分類、従業者総数が含まれるものを提供した件数というものをまとめているということでございます。

以上です。

○菅部会長 成田臨時委員。

○成田臨時委員 そうすると、こちらは活用するために総務省から御提供されたということであって、売上高についてはあまり利用されなかったということでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 利用されなかったというか、売上金額に関して、その提供件数ベースで言いますと、全体262件提供しているうちの、大体5分の1ぐらいの提供ということにはなってございます。これは、統計調査を実施するときに、いわゆる抽出作業をするときに、ある層、例えばある産業分類、ある従業者規模、ある売上高規模という

ところで分けて抽出したいというニーズがあると思いますが、売上金額で層化するというのは、従業者規模等に比べると少なめということかと理解しております。

○菅部会長 よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

○成田臨時委員 分かりました。

○菅部会長 補足しますと、通常は産業分類と従業者数に基づいて抽出をすることが多い。ただ、最近では売上高も使って抽出して、より正確に当てようという工夫をなさる統計もある。だから、262件の件数と書いてあるうちの212の調査では産業分類を使っているし、131の調査では従業者数を使っているし、51の調査では売上金額も使っている。たくさん使うと良いかという、調査の規模によって違っていて、一般的には、大きな調査は産業分類にも使うし従業者総数も使うし、売上金額も使う。小さな調査は産業分類だけ使うというようなケースが多いように思われます。

それでは、會田臨時委員が挙手なさっておられます。會田臨時委員、御意見をお願いいたします。

○會田臨時委員 どうもありがとうございます。會田でございます。説明ありがとうございます。

2点質問なのですが、1点目が、最初の説明のときに、厚生労働省の毎月勤労統計調査は今回標本替えのときにうまく使えなかったという説明がありましたけれども、基礎調査をこのように変えると、毎月勤労統計調査の方の標本替えみたいなきには問題は起こらないですかというのが1点です。

もう1点は、資料の3ページのところにピラミッドみたいな図を示していただいておりますけど、これのところのdとかeとかfというのは、事業所数で大体どれぐらいあるものですか。日本全国で600万ぐらいだと思いますけれども、そのうちでdとかeとかfというのはどれぐらいあるものなのでしょうかということの2点です。よろしく申し上げます。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず1点目、毎月勤労統計調査の関係ですけれども、おそらく今回使われなかったのは、従業者数の情報が更新されていなかったためということかと思いますが、今後の基礎調査では、当然全体が更新されていきますので、そういう意味では、利用されるようになるものと思っております。

それから、d、e、fの部分の大体の事業所数について紹介しますと、まず、単独事業所法人が260万、雇用者ありが94万、つまりeが94万、fの雇用者なしの個人経営の事業所が93万ということで、数字としてはそのぐらいとなっております。

○會田臨時委員 ありがとうございます。

○菅部会長 よろしいでしょうか。もう一つありますか。

それでは、次に伊藤委員、御意見、御質問をお願いいたします。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。1点御質問で、1点コメントをしたいのですが、御質問は、先ほど2ページ目の件数のところで、上の表で、「上記以外（市町村等）」の件数が比較的伸びが大きいと思うのですが、具体的にはどんな感じのところで利用されているのかということです。利用件数が拡大していて、母集団データベース情報を整備して提供することが非常に有用だということをアピールしていけると良

いと思いますので、件数が増えている「上記以外」というところでどのような形で利用が進んでいるのかを少し教えていただきたいと思います。それが1点、質問です。

コメントについては、調査の方法といいますか、先ほどのピラミッドのところに関連するのですけれども、基本的には今、御提案されている形で、中間年をなるべく更新をしていくという方針に賛成です。この方針に従って、なるべく高い頻度で更新して、精度の高い母集団情報データベースを整備していただきたいと思っています。

精度の向上のために、この経済構造実態調査を活用していくということになると思うので、この調査回答率の向上や、しっかり中身の欠損なくきちんと回答をしていただくという努力が必要だと思いますので、精度の高い経済構造実態調査の実施をお願いしたいということです。

ただ、これまでも何度も出てきた話ではあるのですが、このfのところに関しては、やはり税に関する情報が将来的には使えるようになるのが望ましいと思っています。現時点では御提案のとおりで進めていくというのでいいと思いますが、引き続きこのfのところの把握のために、税に関連する情報を使えないかということは、財務省とも協議を重ねてお願いしたいというのがコメントです。

とにかく、欧米ではビジネスレジスターは非常に活用されていて、非常に重要なデータベースですので、この方向で整備を進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○菅部会長 それでは、調査実施者、回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 まず、質問に対する回答でございますが、2ページ目の表の上記以外の市町村等というところが増えているということでございますが、統計法令の改正で、今までは都道府県と政令市までしか使えなかったものが、政令市以外の市ですとか町村の方々でも使えるようになってきたということで、まず、使える人の範囲が徐々に広がってきている。その中で、使ったことがある自治体がまた使おうという話ですとか、それから統計調査だけに限らず、意識調査、アンケート調査、そういったところにも使えるようになってきたということで、裾野が徐々に徐々に拡大してきていると理解しております。

そのほか御意見いただきましたこと、いずれもおっしゃるとおりかと思っておりますので、引き続きいろいろ検討して、良いデータベースの更新に努めていきたいと思っています。

以上でございます。

○菅部会長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○菅部会長 それでは次に、小西臨時委員が挙手なさっておられるので、小西臨時委員に御意見、御発言をお願いいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。1ページ目の図を見せていただいていたいいですか。もともとは各省庁の20調査の名簿を基に事業所母集団名簿を作り、各調査が実施されていたのが、これからは経済センサス - 基礎調査と活動調査と経済構造実態調査を使って、20の統計調査をそれぞれの名簿を作成するよりも効率的に調査負担、業務負担を減らす方向

に移行しているという御説明がありました。方向性としては、基になる名簿が3つになることで、この効率化により、調査や名簿の精度を高めるための時間ができることはとても良いことだと思います。

一方で、今まで各省庁が準備調査名簿と実査調査名簿を使って作っていた名簿と、この取組により作成される事業所母集団データベースの名簿にかい離があるのではないかと考えられます。従前の各調査の調査名簿と事業所母集団名簿のかい離についての検証というものは行われたのか、もしくは行っていく予定があるのですかというのが1つ目の質問になります。

2点目は、名簿の精度を良くするためには、存続事業所、開業事業所、廃業事業所の情報が速やかに反映される更新作業が重要になります。今回から民間事業者を活用していくということで、電話での確認の方法がルールとして決められているのか、もしくは民間事業者のそれぞれのやり方でやっているのかなど、お答えいただけますでしょうか。

以上です。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず1点目です。今まで、各府省の統計調査が20ぐらいあったところを今回3つにするということでございますが、今までこのデータベースに、様々な統計調査から情報を収録する形になってございましたが、やはり中身をいろいろ見ていきますと、なかなか細かいところで定義が違う、時点が違う、いろいろなことがございまして、そのまま入れていくことが難しいということが実態としてはあったということ。それから、我々としてリソースを逆に3調査に集中させたいというところ。それから、照会業務を拡充することによって、雇用者がいない個人経営の事業所を除けば、ほぼ全体をアップデートできるというようなところから総合的に判断したということでございます。

今まで各統計調査の情報を登録していましたが、それと今回からの違いを直接検証することは難しいのですが、少し何かできるかは中で考えてみたいと思います。

それからもう1点が、おそらく廃業の確認ということでしょうか。

○小西臨時委員 そうです。

○中村総務省統計局経済統計課長 廃業をどのように確認するかということですが、まず、基本的には行政記録情報のデータ、それと今データベースに入っているもののデータを比較しまして、データベースに入っているのだけれど、最新の行政記録情報からは落ちている、といったものについてピックアップして電話等で確認をして、廃業の確認ができたものは落とすということなのですが、それとは別に、今国税庁の法人番号公表サイトがございまして、廃業登記がされているものについてはそこで確認することができますので、法人番号のサイトも活用して確認をしてございます。

現時点で言えるのはそういったところですが、いろいろな角度から、廃業、現在あるデータをできるだけ活用しながら、あとは電話で確認をしていくといったところかと考えております。

○小西臨時委員 ありがとうございます。行政記録情報を活用し確認できるところはなるべくそれを使って、電話の照会の部分のルールについてお聞かせ下さい。例えば1回かけ

て出ないと廃業なのか、5回なのか、100回なのかというチェックの方法が個社で差が出てきてしまうかもしれないという理解でよろしいですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。そうです。リソースの関係があって、どうしても100回とかはなかなか難しいのですけれど、できる限りやっていきたいと思えます。

○小西臨時委員 今後、民間委託を続けるに当たり、廃業の確認は重要ですので、仕様書の段階や、実際の運用マニュアルで明確であれば、どの民間事業者が対応されても、質の均一な調査結果というか名簿になると思えます。

以上です。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

これは、経済センサス基礎調査に関する諮問で、実は事業所DBは、それとはまた少し違うところに置いてありまして、深く関連はあるけれども、答申に事業所DBは書けないのです。あくまでも基礎調査について諮問されたので、それから関連はあるのだけれど、DBはまた別のところにあるという感じだと思います。皆様の御意見を賜った感じですよ……。

ほかに、松村委員、いかがでしょう。

○松村委員 結構です。

○菅部会長 基礎調査につきまして、役割は妥当だという意見だったように思われます。また、過去の調査と比較しても、今回の変更はデメリットをメリットが上回っていると言えるのではないかと思います。

特に御指摘はありませんでしたけれども、今回は非常に特殊な事情から単発的な調査のやり方をしたわけですが、法人企業サイトを使った調査を行うということで目的を達成いたしましたので、今後5年周期で継続していくということについては必要性が認められると考えられます。

ということで、以上の点については御了承いただいたものとして整理したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の点にまいりたいと思えます。

次に、審査メモ5ページ、(3) 調査対象の範囲及び報告者数の変更について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の5ページの(3)の部分でございます。調査対象の範囲及び報告者数の変更ということでございまして、今回、この調査対象の範囲の部分の変更内容としましては、先ほども御説明しましたとおり、前回までは全ての事業所が対象になっていたというところがございますが、今回、個人経営の事業所で雇用者なしについては、5年に一度の活動調査で更新するということにして、基礎調査の調査対象から除外をするということでございます。

この審査状況にある部分でございますが、この個人経営事業所（雇用者なし）につきましては、行政記録情報等からも捕捉ができず、調査員調査でなければ把握することが難し

いため、従前は基礎調査と活動調査の双方で把握をしていたというものでございますが、令和6年基礎調査では、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減や費用対効果等の観点から、調査員調査を実施せずに把握しないというような変更ということでございます。

イの部分、この範囲の変更につきましては、後ほど御説明する（４）の調査方法の変更についてもいろいろございますが、それを前提とすれば、今後の母集団データベースの整備の方向性に即したものであり、事務局としては特に問題ないのではないかと考えておりますが、調査対象名簿の整備の方法等について確認する必要があるかと考えております。

それで、論点でございますが、まずaとしましては、令和6年基礎調査の実施に係る調査対象名簿の整備について、個人経営の事業所（雇用者あり）も含めて、いつの時点でどのような情報を用いて、どのように新たな事業所を把握するのかと。それから、調査対象の範囲に照らして、調査対象名簿の整備方法は適当なのかどうかというところについて御意見賜ればと思っております。

また、先般の3月23日の統計委員会で、川崎委員の方から、雇用者の定義というような御指摘もございました。この辺につきましても補足をお願いできればと思っております。

それから論点bでございますが、前回までの基礎調査は、その次の活動調査の名簿整備というような役割もあったというものでございますが、令和6年基礎調査では個人経営の事業所（雇用者なし）を把握しないという点につきまして、活動調査に向けて支障はないのかどうかというところについては確認をしていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 では、資料3の5ページを御覧いただければと思います。

（３）の調査対象の範囲及び報告者数の変更の論点に対する回答ということで、まず1つ目が、論点aの本調査の母集団名簿の整備、具体的にどのようなタイミングでどういったものを使ってやるかということでございますが、この基礎調査、今回の調査対象名簿につきましては、ベースとなるのは、まず令和3年の活動調査の結果、これが一番の基盤になりまして、それ以降に、令和4年・5年に、それぞれ経済構造実態調査と照会業務を実施しますので、その結果を当然反映させていくと。それから、行政記録情報、先ほど来出ています労働保険情報ですとか商業・法人登記簿情報、それから法人番号公表サイトの情報、こちらもかなりアップデートされており、最新の情報を取れますので、そういったところも使って、先ほど申しましたとおり、廃業の登記などを確認して、今回、調査期日は令和6年6月1日となってございますが、その直前までの情報を反映して整備を行っていくということを考えてございます。

ここで、労働保険の関係で、川崎委員から、統計委員会、3月23日に御意見がございまして、そのときの川崎委員の御発言の趣旨、内容をもう一度繰り返しますと、個人経営の事業所が、今回雇用者のあり・なしというところで線引きをされていますと。労働保険における雇用者というのは短時間勤務の者が含まれていないなど、統計上の雇用者とは定義

が異なるので、定義を明確にする必要があるのではないかというような御趣旨の御発言だったかと思えます。

そこで、まず、事実関係から申しますと、その※印のところでございますが、労働保険情報というのは、労働者災害補償保険、つまり労災保険と、あとは雇用保険という2つの情報からなっています。このうち雇用保険に関しては、川崎委員がおっしゃるとおり、労働時間の制約等があって、御指摘のとおり短時間勤務の者が含まれないというものでございますが、労災保険に関しましては、一方で、事業主は、労働者を1人でも雇っていれば、この労災保険の方には加入するという事になっている、これは厚生労働省のホームページにもそのように書いてございます。ここで、労災保険の方の、ここでいう労働者を1人でも雇っていれば、と言ったときの労働者の定義をもう一回確認してみました。そうすると、ここで言っている労働者というのは、いわゆる常用、つまり常用雇用、それから日雇、パート、アルバイト、派遣など、名称や雇用形態に関わらず、労働の対償として賃金を受ける全ての者が対象となりますと書いてございます。要は、賃金をもらって働いている人は全て対象ですと記載がでございます。

一方で、今回の統計調査で言う雇用者、基礎調査で雇用者はどうなっているかという、これは、事業所・企業において雇用されている人全てを意味するものですということで、先ほど申し上げた常用雇用者、臨時雇用者で、その中でも有期雇用、無期雇用、そういったものも含めて全て含むということでございまして、労災保険で言う労働者の対象と、今回の統計調査の雇用者、ここは範囲が一致していると私どもとしては考えているということで、そこは説明をさせていただいております。

ちなみに、今御説明しましたとおり、労働者を1人でも雇っている場合には労災保険に加入する必要があるということです。今回、調査対象の範囲から雇用者なしの個人経営事業所を除きましたが、それ以外の部分については、行政記録の情報から把握ができるようになっていると考えております。

これが1つ目の回答でして、それから、2つ目でございます。論点bとして、雇用者なしの個人経営事業所を把握しないというところですが、先ほども御説明しましたとおり、雇用者なしの個人経営部分につきましては、売上高が全体に占める割合が非常に小さいということで5年に一度かなというところと、あとは「調査対象の事業所の数で見ただけの場合においても」というなお書きのところでございますが、令和元年の基礎調査で、まず新設のところをざっといろいろ調査員で確認をさせていただいたということなのですが、新たに把握した個人経営の事業所の雇用者なしの部分、ここにつきましても、割合的には調査対象事業所全体の0.6%程度であったということで、割合的には、少しはございますが影響は少ないのではないかと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。発言なさる場合は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 すみません、ありがとうございました。先ほど既に少し話したことなのです

けれど、この5ページの②のところの雇用者なしの事業所に関して、先ほども、何とか税の情報を早い段階で使えるように進めていただきたいと申しました。結局、言いたいことは同じです。今回の御提案に関しては、確かに全体から見た規模が小さいということと、調査員を使ったとしてもなかなか把握が難しい部分なのだろうと思いますので、今回の御提案に関して、私は基本的に賛成です。

ただ、全体の割合が小さいから、そんなに調査しなくていいというわけでもなく、また、経済センサス-活動調査でも、やはりなかなか把握が難しい部分なのだろうと思います。だんだんフリーランスのような働き方も増えてくるとすれば、やはり今後重要性は少しずつ高まってくると思います。そういう点も考えて、何とか税関連の情報を早い段階で使えるように進めていただきたいと考えます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○菅部会長 調査実施者、いかがいたしましょう。

○中村総務省統計局経済統計課長 少しコメントをさせていただきます。伊藤委員の問題意識、御指摘、理解しております。

この税情報の活用ということにつきましては、令和8年の経済センサス-活動調査で何らか活用できないかということを検討してございまして、ただ、税情報というのは、非常にセンシティブで、なかなかそれを、少なくとも今の法制度の中でやり取りするというのは非常にハードルが高いということが事実としてございます。ですので、今考えているのは、本人が同意した上で、e-Taxなどの申告情報を何らかの形で活用できないかという形での検討を今考えているということでございまして、国税庁とも調整してございまして、少しでも前に進めていければと考えてございます。

以上です。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

それでは、小西臨時委員、挙手なさっておられるので、御質問、御意見を願ひいたします。

○小西臨時委員 私も伊藤委員の御意見に賛同です。先ほど會田臨時委員が御質問くださり、雇用者なしの事業所は売上げ規模については少ないかもしれませんが、94万事業所もあることがわかりました。現在、働き方改革や副職が認められるようになっていきますし、伊藤委員がおっしゃったフリーランスという働き方の多様性も今後広がっていくと思います。この様な状況で、雇用者なしの事業について5年に1回の頻度での捕捉で、経済全体を見ることに支障がないか、中間年なり、毎年は難しくても、もう少し頻度を上げることも引き続き議論していく文言が入ったり、少なくとも議事録でこういう形で議論をしたというのが残るといいなと思います。

以上です。

○菅部会長 どうでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 御意見ありがとうございます。先ほど申しましたように、リソースの話、それから費用対効果、そういったところを考えますと、頻度を上げて調査するのはなかなか難しい面はありますが、個人経営の部分につきましては、別途、個

人企業経済調査というのを毎年統計局の方でやってございまして、例えばそういったところでウォッチしていくなど、全数把握は難しくてもその状況を把握するという意味ではいろいろとやっておりますので、その中で見ていきたいと思っております。

○小西臨時委員 分かりました。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）室統計審査官 事務局ですが、議事録は必ず残しますので、念のため、補足させていただきます。

○小西臨時委員 分かりました。良かったです。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

1つだけ補足しますと、国際的にいろいろと議論があつて、例えばホビーというのですけれども、趣味で陶芸をやっているフリーマーケットで売っても、理屈上は個人事業主になってしまいます。把握されることはまずないですが、ただ、潜在的にはある。そこまで言い始めるともう際限がなく、そこまでするべきかという、把握しようもないし、ただ、潜在的には確かにありますねという話になってしまうのです。

だから、多くの場合は行政記録で把握できる範囲の個人事業主に関しては、要するに雇用者なしでもできるだけ捉えていこうとはするのだけれども限界があるというのが議論されているので、今回はこのような対応で良いのではないかなと私は思います。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

今後、個人経営の事業所（雇用者なし）は把握せず、5年に一度の活動調査の上で把握するということになるけれど、調査対象名簿の整備等の観点からは、これで良いだろうという御意見だと思います。また、個人経営の事業所が雇用者のありなしで線引きされているが、本調査における雇用者の定義は、川崎委員から御指摘ありましたけれども、問題はないということでありました。

ということで、本報告については、前項目と同様に御了承いただいたものとして整理させていただきます。

それでは、時間もありますので、次にまいりたいと思います。審査メモの5ページ、(4)調査方法の変更について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 それでは、資料2の5ページの下(4)の調査方法の変更というところでございます。

申請内容につきまして、まず、甲調査の部分ですが、先ほども御説明いたしました、調査員調査は実施をせずに、オンラインと郵送のみで実施をするということでございます。

それから②のところでございますが、本社一括調査とするために、調査票は傘下支所事業所等を有する本社事業所に調査票Aを、これは傘下事業所ごとに情報を記載する事業所調査票というものがついた調査票になりますが、これを配布するというところでございます。それ以外の単独事業所、それから個人経営の事業所等につきましては、調査票のBを配布するというところでございます。

それからまた、同時期に実施予定の経済構造実態調査、それから個人企業経済調査と同時・一体的に実施をするというような中身でございます。

審査状況でございますが、まず、アの調査方法のオンライン・郵送化という部分でござ

います。これは令和元年基礎調査では、前記（１）のとおり、既存の事業所については調査員調査による外観把握調査のみとし、基本的事項の把握は行わなかったため、母データベースの有用性に課題というような問題がございました。

このため、令和6年基礎調査では、既存の事業所の基本的事項についても把握をするために、表２のとおり、全ての調査対象事業所に対して郵送で調査票を配布しまして、報告者はオンライン又は郵送により回答する方法に変更することとしております。また、統計局の方では、法人については原則オンラインにより実施する方向とされてございます。

次に、イの本社一括調査の実施の部分でございます。これは、先ほど申し上げましたが、前々回の平成26年基礎調査では、いわゆる本社一括調査というものが導入をされていたというものでございます。しかしながら、令和元年基礎調査では、これも先ほど申し上げてございますが、いわゆる法人企業統計調査とのかい離を改善するというを目的としまして、法人番号公表サイトから追加した事業所及び統計調査員によるその外観把握調査によって把握した新規の事業所については調査票を配布して、その基本的事項を把握していたというようなことをしておりましたので、今回は本社一括調査という形態にはなっていないということでございます。それを、今回令和6年では、そういった意味で従来の本社一括調査の形式に戻すというような形ということでございます。

それからウの部分、同時期に実施する他の調査との一体的実施という部分でございます。これも、令和6年基礎調査と同時に実施予定の経済構造実態調査、それから個人企業経済調査につきまして、当然ながら、この辺りと今回の基礎調査との対象が重複するという部分が発生いたします。このため、統計局の方では、両方の調査票が配布される事業所に対しましては、共通の封筒を用いた調査票の配布を行うほか、重複する設問につきましては、回答欄にアスタリスクをプレプリントすることによって、それは回答不要ですというようなことを行うということでございます。そして、把握したデータにつきましてはデータ移送を行うことで、報告書の負担軽減を図ることを予定されているということでございます。

それから、次のエのオンライン回答の推進でございます。今回、統計局の方でいろいろな取組を行うと聞いておりますので、詳細はまた御説明いただきたいと思います。まず、（ア）としましては、電子調査票の多様化ということで、マクロ機能があるもの、それからマクロ機能がないものも併せて用意して事業者の要望に対応できるようにするというようなものでございます。

それから、（イ）としまして、ナッジ手法を用いた調査関係書類の作成ということでございます。これも、後ほど少し詳しく御説明いただければと思いますが、行動科学の知見に基づいたいろいろな工夫を行うことで、できるだけオンライン回答へ誘導することを考えているということだそうでございます。

それから（ウ）の部分でございますが、システム上におけるコミュニケーション機能を活用した疑義照会の対応、このようなものも実施をするということでございます。

オの部分でございますが、このような形で調査方法のオンライン・郵送化につきまして、前回の課題も踏まえまして、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減ですとか報告者負担の軽減、このような観点から、基本的にこれらの取組は事務局としてもおおむね問題ない

と考えておりますが、論点として以下の点を確認させていただきたいと思っております。

まず1点目、論点のaでございますが、調査対象名簿上の事業所情報と、それから調査時点の事業者情報が当然異なるということになります。そうしますと、調査票を郵送したときに不達となるようなことも考えられますが、調査対象名簿の作成時点よりも後に移転ですとか新設されたような事業所につきまして、どのように対応するのか。それから、調査時点において調査員が実地確認を行う場合と比較して、いわゆるメリット・デメリットそれぞれあると思いますので、こちらにつきましても、メリットがデメリットを上回ると言えるかどうかという部分について確認をさせていただきたいと思っております。

それから論点bですが、オンライン・郵送調査の回収率をどの程度見込んでいらっしゃるのかということについても確認をさせていただきたいと思っております。また、回答が得られなかった事業所に対して、どのような支援や督促を行うのかという部分についても確認をさせていただきたいと思っております。

それから、論点のcでございます。本社一括調査につきましては、特に本社事業者の回答負担というのが大きくなるということが見込まれるのではないかと思います。これにつきまして、どのような負担軽減策を講じる予定なのかという部分について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、最後の論点のdでございますが、オンライン回答の推進に向けた各種の取組につきましては、昨年、令和4年に実施されました試験調査でいろいろ取り組まれたと聞いております。それがどのような結果が得られたのか。それからまた、今回の調査では、法人につきましては、原則オンラインによる回答により実施する方向とされておりますが、オンライン回答の推進方策、あるいはオンライン回答が困難な事業所に対する配慮、支援、このような部分についてはどうなのかということにつきましても御議論いただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 では、資料3の6ページを御覧いただければと思います。(4)調査方法の変更ということで、論点aからdまで挙げていただいております。

まず1番、論点aです。移転や新設事業所、これが調査対象名簿作成時点よりも後に生じた場合にどのように対応するのかというところでございます。

回答でございますが、従前の調査員調査におきましては、調査期日の数か月程度前というところで調査対象名簿を作成しまして、その後に調査員が実際に調査対象を実地で確認をすることによりまして調査対象を確定させていたということでございます。

一方で、今回、調査員調査からオンライン・郵送形式にするということで、実地の確認はなかなか難しいということでございますが、今回の調査においては、調査票自体を送る前に、事前の環境整備、あとは調査の事前周知という目的で、今その時点で調査対象名簿に載っている全ての対象に対して事前依頼はがきを発送する予定としてございます。事前依頼はがきを送るに当たり、当然、移転のために届かないというものがあると思います。そういったところにつきまして、委託する民間事業者の方で電話による問合せやホームペ

ージ情報、それから先ほど申しました法人番号サイトの情報など、いろいろなものを活用しまして、移転などの情報を可能な限り把握、確認をして、正しい送付先に調査票を発送したいと考えてございます。

それから、今回、新設の事業所につきましては、調査期日の直前までの情報を行政記録情報から取り込めないかということで、この直前というのは、具体的には5月末、要は、月次でいろいろ情報をもらっていて、5月末まで情報としてはもらえるのではないかと。そこをぎりぎりまで反映した上で、調査をできないかと考えてございます。こうして、直前まで入手可能な情報も最大限活用して、正確に調査をやっていきたいということでございます。

メリット・デメリットという観点で申しますと、なかなか難しいというか、調査員が実地確認をやるのは、確かにそれはすごく良いだろうとは思いますが。ただ、今回、なかなか実は難しいのが、令和元年に調査員調査については規模を縮小したと申しましょうか、既存の部分については外観確認のみで、新設部分のみきちんと調査票配布というような形にした関係で、もう一度地方に、次は全て調査員調査でお願いしますということが、今の調査環境の中では非常にそういうことをお願いするのが難しい状況になっているというのが正直なところでございまして、実際、大体毎年地方から統計協議会要望ということでいろいろな要望が来るわけですが、その中でも、毎年のように、調査員が高齢化していて確保が難しい、そもそも業務遂行困難、民間委託を積極的に導入してほしいといった声が非常に強くございまして、今この状態の中で調査員や地方の負担を増やすということは、現実問題として非常に難しいというようなところがありますので、民間委託でのオンライン・郵送という形で今回はやりたいと考えてございます。

ですので、実地の確認はなかなか難しいのですが、それ以外の形で、できる限り正確な情報を事前に確認した上での調査実施ということを考えているところでございます。

それから、2つ目です。論点のbが、回収率の話と、それから回答を得られなかった事業所に対しての支援や督促の話ですけれども、まず、現在、統計局が民間事業者に委託して実施している企業・事業所を対象とした統計調査、オンライン・郵送でやっている統計調査、具体的には、経済構造実態調査や個人企業経済調査でございますけれども、このような調査でも、約8割から9割程度、回収率を確保できてございまして、民間事業者に委託した場合でも、かなり高い回収は今確保できていると考えてございまして、当然今回の基礎調査におきましても、そういった民間事業者、経験あるところのノウハウ、そういったものを最大限活用しながら、更なる回収率の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、回答期日までに回答が得られなかった事業所に対しましては、当然、督促はがき、電話、公文書による督促状といった、いろいろな形で督促をするということでございます。特に今回、オンライン調査をかなり推進したいと考えてございまして、オンライン調査に関しては、当然、コールセンターのようなところでオンラインの問合せに答えるとか、あとはオンライン回答の仕方を動画でアップして、このような形でオンラインでできますよという形、既に例えば労働力調査などで導入しているのですけれども、動画でオ

ンライン回答の仕方を示すことで、かなり分かりやすく示せるのではないかというようなこともございまして、いろいろな形で、回答しやすいように支援や督促をしていきたいと考えてございます。

それから、3番目が負担軽減策、本社事業所の負担軽減策というところでございます。当然、本社一括ということですので、傘下の事業所をたくさん持っているところにつきましては、ものすごい量の調査票に回答しなければならないということで、従前から、紙の調査票ではなくて電子調査票、事業所の情報を一覧表のような形で入力できるようなエクセルのものを用意するなど、基本情報はできるだけプレプリントするといった取組をやってきたところでございます。今回の基礎調査の取組として、プラスアルファでやっていきたいと考えておるのが、従来、この疑義照会、内容について後から問合せを電話していたわけなのですが、今回、特に令和3年の活動調査を見ていますと、コロナということもあり、テレワークなどで、電話では企業の担当者が捕まらない、もしくはメールで送ってほしい、そういったことがかなりありました。そうしたことも踏まえまして、今回、政府統計オンライン調査システムの中のコミュニケーション機能というものを活用する予定にしております、これを、今年度実施します照会業務でまず試行的に使ってみて、来年度の基礎調査で全面的に活用予定ということにしております。

次の7ページ目に、図のようなものが簡単なものですがございまして、政府統計のオンライン調査システムの中でやり取りができる仕組みができないかということです。メールベースですと、どうしてもセキュリティ面でも少し問題がありますし、いろいろなところからメールが来ると、一体どのメールのどの話だというのが非常に分かりにくくなってしまふというデメリットがございまして。

このコミュニケーション機能で今想定しているのは、企業・事業所の方がアクセスすると、企業・事業所のサイトに入れて、そこで過去のやり取りが全部見られるというようなことをイメージしています。ですので、メール検索のような複雑さはないということ。それから、オンライン調査システムの中でやりますので、当然セキュリティ面でも安心といったこともあるのではないかとございまして。

あとは、このようなウェブベースのもので、担当者の都合の良いタイミングで回答ができるとか、ファイルも添付できますので、電話でやり取りするよりも、ファイルを見ていろいろやるということで、より正確に疑義照会ができるのではないかとございまして、結果的に負担軽減にもつながるのではないかと考えてございます。

それから最後ですが、論点のd、試験調査の結果、それからオンライン回答の推進方策ということでございまして。まず、試験調査でございましてけれども、令和6年の基礎調査におきまして、オンライン調査の推進による業務効率化、これを一層促進させることを主な目的として、約4,000事業所を対象としまして、令和4年9月1日現在で試験調査を実施しました。その中で括弧書きのところでございますが、ナッジ手法を導入した調査書類の有効性と、ナッジ手法と言っていますけれども、要はオンライン回答の方にできるだけ誘導させるような書類を作ろうということで、具体的には8ページ目の参考というところで、はがきが1つ載ってございましてけれども、まず、例えば、全体的な色や分かりやすさ、背

景色、①統一感を持たせるとか、②簡便さをアピールとか、あと③安全性といった形で、いろいろな全体のトーンをまず統一するということと、あとは、簡単にできますよ、オンラインでできますよといったところも分かりやすく示すという形で、事前依頼はがきだけではなくて、ほかの調査書類も同じような書類の色使いやトーンみたいなものを統一して、試験調査を実施しました。

それから、元の7ページに戻っていただきまして、これがナッジ手法の話なのですが、あとはオンライン回答率が相対的に低い単独の事業所、それから個人経営事業所、このようなところには、別途オンライン回答ができない難しい理由等を聞きまして、それを踏まえた対応ができないかということを検証すると、そういったところが目的としてございました。

その結果でございますが、オンライン回答の割合が51.8%ということで50%を超えました。これは、過去の経済センサスの本社等一括調査に比べてもオンライン回答率が高いということで、例えば平成28年のセンサス活動調査ですと、オンライン回答率は22%で、直近の経済センサス活動調査、令和3年は、まだオンライン回答率は出てないのですが、そのときのものでも50%までは行ってない、40数%程度でした。

今回、初めてオンライン回答の割合が5割を超えたというところで、かなり高い割合でオンライン回答の結果が得られたと思っております。

それから、アンケートで、調査書類がオンライン回答のきっかけになったという回答割合が73.1%ということで、このような分かりやすい書類もオンライン回答の促進に一定の効果をもたらされたのではないかと考えてございます。

8ページ目にいきまして、その絵の下のところです。「また」ということで、紙の調査票による回答を選択した方に対してその理由を尋ねたのですが、個人経営の事業所などではオンライン操作が不慣れであるといったこと、それから単独事業所につきましては、内部手続書類として紙が必要だというような記述が見られたということでございます。このような試験調査の結果を踏まえまして、今回、令和6年基礎調査で、基本的な考え方としましては、やはり法人については原則オンラインだろうということをやっていきたいと考えてございます。その中で、今回の試験調査で一定の効果が見られたナッジ手法を用いた調査関係書類の作成ですとか、あとはコンタクトセンターにおける支援体制の充実と。このコンタクトセンターと申しているのは、今までコールセンターというと電話だったのですけれど、電話に加えまして、ウェブベースなどいろいろな手段で問合せ対応を行う拠点ということで、最近はコンタクトセンターという名称にしていますけれども、要は支援をいろいろな形でやっていく。

それから、オンライン回答を行った場合でも、印刷は、これは既に可能なわけですが、いろいろな書類にもオンライン回答の場合でも印刷できますよ、といったことをPRするなどによりまして、オンライン回答をより一層推進してまいりたいと考えてございます。

それから、先ほど事務局からも紹介いただきましたとおり、電子調査票の形式の多様化というものがございます。特に、エクセルでマクロ機能があるとうちのパソコンでは使えないということと言われてしまうことが結構あったりするのですが、エクセルでマクロ機

能がオフのものも準備しまして、そういった場合でも対応可能となるよう準備しまして、環境整備も進めていきたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○菅部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明に対し御質問、御意見をお願いいたします。委員の先生方、いかがでしょうか。

まず、成田臨時委員、よろしくお願ひいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。資料2の6ページ目の法人については原則オンラインと書いてあるのですが、全体に占める法人の割合の件数を教えていただきたいのが1点目と、あと7ページ目にあるオンライン回答のところですが、回答送信ボタンを押してしまうと、もう修正できないのでしょうか。修正できるタイミングはどこまででしょうか。

以上、質問2件です。よろしくお願ひします。

○中村総務省統計局経済統計課長 1点目は、法人の事業所数みたいな話でしょうか。

○成田臨時委員 件数です。調査をする件数が何件で、法人は何件でと、件数の割合をお伺ひしたいです。

○江澤総務省統計局事業所情報管理課統計専門官 統計局の方からお答えさせていただきます。先ほどの統計局からの回答の中でも、単独事業所260万という話がございました。基本的には、こちらの部分が全体の中で非常に多くを占めている部分でございますので、この260万の部分を念頭に置いた上での法人を、基本的に原則オンラインという形で記載をさせていただいているものでございます。

○成田臨時委員 ごめんなさい、260万件が全体で、法人は何件でしょう。

○江澤総務省統計局事業所情報管理課統計専門官 法人といたしますと、それに加えてまして約30万を追加したものという形になりますので、約300万となります。

○成田臨時委員 全体が300万、その中の法人が260万もあるのですか。

○江澤総務省統計局事業所情報管理課統計専門官 法人の数といたしまして、企業数ベースで30万少しに加えて、あとは単独事業所の260万を足し合わせまして、全ての法人で約300万というところでございます。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、おそらく法人も個人も含めて全体で、そのうち法人がどのぐらいかというような御質問かと思ひます。

○成田臨時委員 そういう質問です。

○中村総務省統計局経済統計課長 法人と個人と全部含めると、今、データベース上の数字でいきますと600万ですか。そのうち法人が約300万ということでございます。

○成田臨時委員 半分なのですね。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）室統計審査官 少し事務局から補足させていただきます。多分成田臨時委員がおっしゃっているのは、今回の基礎調査の対象のうち法人がどれぐらいかということだと思ひますけれども、ざっくり申し上げますと、先ほど申し上げた法人が300万、そして個人経営の事業所の雇用者ありというのが100万弱。なので、全体で400万ぐらいあるうちの300万が法人、そういうイメージだとお考えください。多分そ

れで正しいと思います。

○成田臨時委員 分かりました。それがオンラインになると、確かに良いのですよね。

2番目の御質問の、オンライン回答の数字のところのこの部分で、どこまで修正ができるのでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 回答につきましては、1回ボタンを押して提出した後でも、もう一回、中身を修正して提出することが可能となっております、最新の情報を我々は受け取ることができるという形になります。

○成田臨時委員 それは何回でも修正できるのですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりです。

○成田臨時委員 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

伊藤委員、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。事前依頼はがきを発送して移転しているかどうかを確認するというお話で、取りあえずは今回、それでも良いかとは思いますが、せっかくオンライン移行を目指しているのに、事前に皆さんにはがきを送っていると、結局あまりコスト削減にならないと思います。統計調査に限らず、普段いろいろな場面でよく感じるのですけれども、日本のやっていることというのは、結局紙が減らず、紙プラスオンラインになるという方向が多いと感じます。今回は事前依頼はがきを送ってというのでも取りあえずよろしいかとは思いますが、より重要なのは事後的なフォローアップなのかなと思います。移転等で回答を得られなかったところに対して電話等でフォローアップはされるということだと思えるのですけれども、そこをいかに事後的にフォローをして追っていくかというところがより重要だと感じています。

民間事業者にその辺りも行っていただくのだと思いますが、例えば地方自治体や地方の統計局、経済産業省の地方に支局など、そういった政府の地方の機関を活用したり、そういうところに協力していただいて、よりきめ細やかに事後的なフォローをやっていくのがより重要なのではないかと思います。

あとは、特にこの経済センサスのような大規模な調査を実施する際に、アメリカセンサス局の担当者は、E d u c a t i o nという言葉をよく使っていましたけれども、皆様に周知して、より詳しい教育というか情報を提供し、回答方法もいろいろ指導していくことが重要だと思っています。例えばコロナで普及したウェビナーのような、ウェブを通したいろいろなセミナーのようなものを活用していくとか、様々な形で、これまでももちろんポスターを掲示したりということはやっていらっしたわけですけど、より直接的にオンラインでも回答者に対していろいろな支援をする方法を考えていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○菅部会長 いかがでしょうか。実施者からお答え等ありますでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず1点目です。オンライン

調査などいろいろな形で事後的なフォローアップということで、先ほども少し申しましたとおり、今地方を使ってということになりますと、今回、完全民間委託でやるということもあって、なかなか何かをお願いするのは難しいような状況にございますが、民間事業者を活用したり、それから場合によっては我々が直接お願いするなど、いろいろな形でフォローアップをできればと思っております。

それから、2点目が教育ということで、ウェビナーというようなことを御指摘いただきました。我々としましても、動画形式も使いながら、いろいろな形で広報というか教育というか、分かりやすい形で何か伝えられるような工夫を、いろいろ今回の調査の中でやっていければと考えております。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

次に、小西臨時委員が挙手なさっていらっしゃいますので、小西臨時委員、よろしくお願いいたします。

○小西臨時委員 御説明ありがとうございます。ここは論点がたくさんあるので、1点ずつ議論できれば良いなと思って聞いていました。

まとめて質問しますので抜けることもあるかもしれないですけど、論点aについて、伊藤委員の御指摘にもありましたが、郵便物が不達で戻った際、移転か廃業か休業かについての識別は、フォローアップの方法や頻度で変わってくると思います。運良く連絡がつき、移転だった場合は、正しい住所に送れます。しかし、できなかった場合、移転や休業が廃業となってしまいます。調査員調査から郵送・オンライン調査に変わり、この存続・廃業・休業の真の姿をどれだけ捉えられるか、誤りをどれだけ減らせるか、この点の改善は、電話やメールによる確認をどれだけ工夫して丁寧にやれるかだと思います。

ナッジを使ったオンライン回答利用促進の調査研究のはがきについてです。ナッジを用いて4,000社に対して調査をされ、その結果を基にオンライン回答の参加に対する予備情報とされたと理解しました。このはがきに書かれている情報のどの点が一番オンライン回答しようという動機に繋がったのかを調べるのが有用だと思います。分析結果がございましたら、お教えください。

オンライン調査のうちの1つが、御説明を聞く限り、コミュニケーション機能なのだろうと思いましたが。ウェブ上で秘匿性も担保しながら疑義照会、お互いに質問などできるというのもすごく良いと思いますが、電話による会話が必要な方には、オンライン通話や電話もかけられるという選択肢があると良いのではと思いましたが。電話やオンライン通話による問い合わせは可能でしょうか？

オンライン回答の目標値があれば教えてください。

以上です。

○菅部会長 よろしくお願いたします。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず、すみません、ナッジ手法のところの①から③で、どこが効果的かというところまでは、アンケートで聞いておりません。申し訳ございません。

コールセンターにつきましては、実施期間中は今回の本調査でも設置します。ですので、

電話で、オンラインの調査で聞くのは当然可能という形になっております。このコミュニケーション機能の話は、どちらかというところ、実際に提出していただいた後の疑義照会のタイミングでのやり取りということをご想定していただいております。将来的にウェブ通話というようなお話ございましたので、いろいろ金額面の話などあるかと思いますが、そういったことも考えていければと思っております。

○小西臨時委員 今の時点のオンライン調査の回収率や回答率の目標はありますか？

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、現時点で具体的な目標の数値というのは設定はできておりませんが、御承知のとおり、基本計画の中で、企業系については原則8割を目指すということが掲げられてもございまして、できる限り我々としては高い回答率を目指して、積極的に頑張りたいと考えてございます。

○小西臨時委員 将来、またナッジするときは、このはがきのどこの部分を見てオンライン調査で回答しようと思ったかも質問項目にすると良いと思います。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。承知しました。

○小西臨時委員 以上です。

○菅部会長 ほかに。松村委員、よろしくお願ひいたします。

○松村委員 ありがとうございます。今回調査するに当たって、既回答のプレプリントやエクセルのマクロ機能のあるないなど、いろいろ実施者として工夫していただいて、大変回答者にとってはありがたいことと思っております。非常に良い取組だと思っております。

その中で、いくつか基本的なことで御確認をさせていただきます。まず、法人については、オンライン回答が原則という中で、これは調査票自体もメールのみで送られるという認識でよろしいでしょうか。あと、このプレプリントについて、事業所などの基本情報や回答しなくていいところにプレプリントするとあったと思うのですが、エクセル版の方でも同様の対応をされるのかということについて、まずお聞かせいただければと思います。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず1点目で、調査票を送るときということなのですが、今回法人につきましては原則オンラインということをご想定してございますので、まず、調査票自体を送るのではなく、オンライン回答用のIDとパスワードをお送りして、それで回答してくださいということを促すと。どうしてもオンラインで回答できない事情があった場合には、後から関連するものを少し送るとか、そういった対応を考えてございます。

それから、プレプリントの話につきましては、松村委員御認識のとおり、エクセルにつきましても、きちんとプレプリント、それから※印みたいなどところにつきましても、きちんとやっていきたいと考えてございます。

○松村委員 ありがとうございます。承知しました。ところで、オンラインでIDなどを送るときに、メールが行方不明になってしまったとか、ジャンクメールに入って戻ってこなかったとか、そういった事象は、試験調査を含めてなかったという認識でよろしいですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、説明が足りていなくて申し訳ございません。実は我々の中では、それぞれの企業のメールアドレスを把握していないというのが正

直なところで、IDとパスワードにつきましては、郵送でそれを送るということでございます。

○松村委員 郵送でIDとパスワードを送られて、それを見て、企業はオンラインで回答するということですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 おっしゃるとおりです。

○松村委員 分かりました。やり方についてはいろいろな御意見があるかもしれませんが、私は、手元に確実に届くという意味では、郵送は一案かなと思いました。結構セキュリティの厳しい企業だと、ジャンクメールの方にはねる場合もあるので、そういった場合は少しどうするのかと思って、先程のような質問をさせていただきました。

それからあと、私もこの7ページのところのコミュニケーション機能と、8ページのところで言っていたコンタクトセンターの違い、使い分けを少し聞こうかと思っていたのですが、先ほど小西臨時委員からの御質問によると、コミュニケーション機能というのは疑義照会のときに使って、通常の質問というのはコンタクトセンターで行うということでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 御指摘のとおりです。

○松村委員 その際、コンタクトセンターには、先ほど口頭でありましたけれども、電話もありますけれども、メールやオンライン手段でも聞けるということなのですか。

○江澤総務省統計局事業所情報管理課統計専門官 オンラインの手段でも聞けるような形の対応を想定しております。特に廃業ですとか、そういった調査票の再送の連絡ですとか、そういったことにつきましては、ウェブの方で受け付けるような、そういったことを検討しているところです。

○松村委員 質問もオンラインで聞けるのですか。

○江澤総務省統計局事業所情報管理課統計専門官 はい。

○松村委員 分かりました。ちなみに、この疑義照会のときのコミュニケーション機能は、これはオンラインのみで、電話で答えたいというときは、こっちはできないということなのですね。

○中村総務省統計局経済統計課長 電話でもし答えたいというときは、コンタクトセンターも使えるようにしております。

○松村委員 そういう案内もされるということですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 そうです。

○松村委員 分かりました。おそらく質問の内容や状況によって、両方使えれば一番回答しやすいのだと思うのです。先ほど小西臨時委員からありましたが、電話でやりたいという人もいますし、オンラインの方が良いという人もいますので、両方の選択手段があるのは大変ありがたいと思っております。

ちなみに質問の内容にもよりますが、オンラインで送ったときに、回答というのはどれぐらいのタイムスパンで、返ってくるものなのですか。

○中村総務省統計局経済統計課長 すみません、まさにおっしゃるとおり、内容にもよりますので、なかなかこのぐらいと申すことは難しいのですが、できる限り速やかにという

ことにはなると思います。

○松村委員 分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 それでは、時間も来ておりますので、この辺りでまとめたいと思うのですが、その前に、清原委員からの質問がありまして、民間事業者の委託によって地域により対応の差が生じる懸念はないか、これに対する対応方策は妥当でしょうかという質問があったのですが、これに対する御回答はありますでしょうか。

○中村総務省統計局経済統計課長 ありがとうございます。まず、今回の調査は全面民間委託ということで、かなり規模が大きいということがございますので、実際の調査の中身、何らかの形で複数社を使うということにはなるのかなと思うのですが、現時点で、地域によって会社を分けるということは考えてないということで、全国一律の方針を、どの地方でもまずは伝えられるようにということが、原則としてございます。

それがベースとしてあった上で、回収状況につきましては、いろいろ実際の状況に応じて、都道府県や産業などで差が出てくると思いますので、特に回収状況が低調ですとか、そういった都道府県があった場合には、そこを積極的に督促するとか、できる限り地域差が生じないように、実施状況、きめ細かく管理、把握していきたいと考えてございます。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。この項目についても大きな異論があったわけではなくて、どちらかというと、質問や、どうなっているのでしょうかということについて質問されて、それに対してお答えいただいたと思いますので、御了承いただいたものとして整理させていただきたいと思います。

(4)までが終了したので(5)からは次回に回させていただきたいと思います。

それでは、議事を事務局にお返ししたいと思います。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）室経済統計担当統計審査官室副統計審査官 ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡させていただきます。次回の部会は、4月24日月曜日の10時から開催いたします。次回もウェブ開催ということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日の部会審議の内容につきまして、追加の御質問やお気づきの点等ございましたら、4月13日の木曜日、16時までに、メールにより事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、これにて部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。